

組合員の皆様

2014年7月17日

**クリミア自治共和国およびセバストポリ市に関する EU の制裁について
クリミアおよびセバストポリ原産品の EU への輸入の制限に関する
2014年6月23日付 EU 理事会規則 No.692/2014**

EU は、ロシアによるクリミア自治共和国およびセバストポリ市の編入を受けて、クリミアまたはセバストポリを原産とする物品に関する貿易制裁、ならびに当該物品の輸入に関連する資金または金融援助および保険・再保険の提供（直接・間接を問わない）に関する貿易制裁を発動する旨の EU 理事会規則 No. 692/2014（「本規則」）を 2014 年 6 月 23 日付で発行しました。

禁止事項

- 1) 本規則第 2 条では、以下の事項を今後禁止すると定めています。
 - クリミアまたはセバストポリを原産とする物品の EU への輸入
 - クリミアまたはセバストポリを原産とする物品の輸入に伴う資金または金融援助ならびに保険および再保険の提供（直接・間接を問わない）

- 2) 本規則において「クリミアまたはセバストポリを原産とする物品」とは、1992 年 10 月 12 日付 EEC 理事会規則 No. 2913/92 第 23 条および 24 条に基づき、クリミアまたはセバストポリで全部分が得られた物品（完全生産品）、または同地で最終的に実質的変更（加工）が行われた物品と定義されています。なお、EEC 理事会規則 No. 2913/92 第 23 条は、「ある国を原産とする物品」とは当該国で全部分が生産または製造された物品と規定しており、「ある国で全部分が生産された物品」とは以下のものをいうと定めています。
 - (a) 当該国で採掘された鉱物性生産品
 - (b) 当該国で収穫された植物性生産品
 - (c) 当該国で生まれ飼育された、生きた動物
 - (d) 当該国で飼育された、生きた動物から得られた生産品
 - (e) 当該国で行われた狩猟または漁労により得られた生産品

../...

- (f) 当該国で登記または記録され、当該国を旗国とする船舶が当該国の領海外の海洋で得た水産物その他の生産品
 - (g) 上記 (f) に規定する当該国を原産とする生産品から加工船上で取得または製造された物品。ただし、かかる加工船は当該国で登記または記録され、当該国を旗国とすることを条件とする
 - (h) 領海外の海底または海底の底土から得られた生産品。ただし当該国がかかる海底または底土を開発する排他的権利を有していることを条件とする
 - (i) 製造過程で生じた廃棄物及びくずならびに中古品のうち、当該国で収集され、原材料の回収のみに適しているもの
 - (j) 上記 (a) から (i) に規定する物品またはいずれかの製造段階で派生した物から当該国で製造された物品
- 3) EEC 理事会規則 No. 2913/92 第 24 条は、2 カ国以上が関わって製造された物品は、最終的で実質的な、経済的に正当化される加工または作業を、その目的のために整えられた設備で実施し、それが新たな生産品の製造となるか、または製造上の重要な工程に相当する場合には、その国を原産地とみなすと規定しています。
- 4) 新しい本規則は、一見したところ、クリミアおよびセバストポリから EU への貿易活動を包括的に制限しており、適用範囲（以下の 7、8 および 9 を参照）に該当する組合員は、クリミアおよびセバストポリからの運送契約を締結する前に助言を求めてください。保険および再保険の提供禁止を踏まえ、また相互保険組合員を保護するため、国際 P&I グループ加盟の各クラブは引き続き、現行の約款および加入条件に定める保険カバーの停止／除外規定に依拠し、制裁対象となる活動に保険または再保険を提供せず、かつ制裁による禁止事項を回避する、または回避しうる活動に故意および意図的に参加しないようにしなければなりません。
- 5) 本規則第 6 条では、本規則が禁止する契約または取引に関するクレーム（保証状や補償状に基づくクレームを含む）の支払いについて、2014 年 3 月 17 日付の EU 理事会規則 269/2014 に列挙された指定の個人、法人または団体により提起された場合、指定対象の法人を通じて、もしくはこれを代表して行為する個人、法人もしくは団体により提起された場合、EU 加盟国の管轄当局が本規則 692/2014 の禁止事項に違反したと判断した個人、法人もしくは団体により提起された場合、またはクレームがクリミアもしくはセバストポリを原産とする物品の輸入に関連している場合には、保険金支払を禁止しています。

除外規定

- 6) 本規則第 3 条は、以下の場合には禁止規定が適用されないと定めています。
- a) 2014 年 6 月 25 日より前に締結された貿易契約またはその履行に必要な付随契約であって 2014 年 9 月 26 日までに実施される場合。ただし、当該契約を履行しようとする個人、法人または団体が、関連する活動または取引について遅くとも 10 日前までに EU 加盟国の管轄当局に通知することを条件とする。

.. /...

- b) クリミアおよびセバストポリを原産とする物品であって、ウクライナ当局の検査に提出され、特恵原産地の資格が付与される条件を順守していることが証明され、かつ原産地証明書が EU 理事会規則 No. 978/2012 および同 No. 374/2014 または EU ウクライナ連合協定に基づき発行されている場合。

適用範囲

- 7) 本規則第 10 条は、EU 領域内、EU 加盟国の管轄下にある船舶上、EU 加盟国のすべての国民（居住地は問わない）、EU 加盟国の法律に基づき設立された法人もしくは団体（EU の領域の内外は問わない）に本規則が適用されると定めています。
- 8) 本規則は EU 内で行われる事業（全部または一部を問わない）に関して、法人または団体に適用されます。
- 9) 本規則の適用範囲は、EU 加盟国の国民、EU に居住する組合員および EU 加盟国を旗国とする船舶または EU 加盟国が管理する船舶と広範に及び、これら適用対象が禁止されている貿易活動を行った場合には違法となります。さらに、保険および再保険の提供が禁止されていることから、EU 内に所在する P&I クラブは、禁止された貿易活動に従事するいかなる国籍の船舶または組合員に対しても P&I 保険を提供することができなくなります。禁止された活動および提供した保険が EU 内で行う事業の全部または一部である場合には、禁止された活動に対する制裁は、EU に居住や所在しない組合員およびクラブにも適用されます。国際 P&I グループに加盟する全クラブの約款には、制裁を理由に保険の提供が違法となる貿易または活動に関して保険てん補の除外が定められています。
- 10) 本規則は、2014 年 6 月 25 日に発効しました。

国際 P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 (0)20 3320 8835
E-mail: Jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)